

飛驒市分別収集計画 (第11期)

令和7年8月

岐阜県飛驒市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、ごみの減量と再資源化のために市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組む方針を示したものです。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進するとともに、一般廃棄物を減量し、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を目指します。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・ごみの排出抑制、容器包装廃棄物の減量化、再資源化の促進
- ・限りある資源として有効に活用する意識の高揚を図る
- ・リサイクル製品の利用拡大

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直すものとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み
(法第8条第2項第1号)

年 度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	553.7 t	542.7 t	531.7 t	520.7 t	509.7 t
製品プラスチック	42.8 t	41.9 t	41.1 t	40.2 t	39.4 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り責務を遂行するものとします。

- ・ 広報やチラシによる啓発
市の広報誌やチラシにより積極的に啓発活動を実施することとします。
- ・ 環境学習、出前講座等の実施
学校や地域における資源循環型社会の推進や、ごみ処理施設視察研修などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、環境の悪化、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の増大等ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、認識を深めてもらいます。
そのうえで、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組むこととします。
- ・ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底
レジ袋等の有料化、繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、地域協定を活用した関係者との連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店における容器包装の使用の抑制を行います。
- ・ リユース、リサイクル製品の積極的な利用
リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図ります。
- ・ 指定ごみ袋による分別排出の徹底
ごみ袋を指定し、分別排出の徹底を図る。又、ごみ袋に名前を書き、「自分の出したごみ」との意識・責任を持ってもらうようにします。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

・最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分は、下表のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	排出の基準
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶	内容物を取り除き、水洗い、水切りをする
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	透明ビン	内容物を取り除き、金属製の付属物を取り除き、水洗い、水切りをする
	茶色のガラス製容器	茶色ビン	
	その他の色のガラス製容器	その他ビン	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック	水洗いをし、切り開く
主として段ボール製の容器		段ボール	紐で十文字に縛る
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（雑がみを含む）		紙類	汚れていない紙類全般（紙製容器包装を含むざつ紙）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル	内容物を取り除き、水洗い、水切りをする
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	内容物を取り除く —（白色トレイ以外）—
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック	プラスチック素材100%であること

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

年度	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	19.7		19.3		18.9		18.5		18.1	
主としてアルミ製の容器	13.1		12.9		12.6		12.4		12.1	
無色のガラス製容器	(合計) 68.4		(合計) 67.0		(合計) 65.6		(合計) 64.3		(合計) 62.9	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 68.4	(引渡)量 0	(独自処理)量 67.0	(引渡)量 0	(独自処理)量 65.6	(引渡)量 0	(独自処理)量 64.3	(引渡)量 0	(独自処理)量 62.9
茶色のガラス製容器	(合計) 47.7		(合計) 46.7		(合計) 45.8		(合計) 44.8		(合計) 43.9	
	(引渡)量 47.7	(独自処理)量 0	(引渡)量 46.7	(独自処理)量 0	(引渡)量 45.8	(独自処理)量 0	(引渡)量 44.8	(独自処理)量 0	(引渡)量 43.9	(独自処理)量 0
その他の色のガラス製容器	(合計) 36.7		(合計) 36.0		(合計) 35.3		(合計) 34.5		(合計) 33.8	
	(引渡)量 36.7	(独自処理)量 0	(引渡)量 36.0	(独自処理)量 0	(引渡)量 35.3	(独自処理)量 0	(引渡)量 34.5	(独自処理)量 0	(引渡)量 33.8	(独自処理)量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.9		1.9		1.8		1.8		1.8	
主として段ボール製の容器	95.9		94.0		92.1		90.2		88.3	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの(雑がみを含む)	(合計) 105.2		(合計) 103.1		(合計) 101.0		(合計) 98.9		(合計) 96.9	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 105.2	(引渡)量 0	(独自処理)量 103.1	(引渡)量 0	(独自処理)量 101.0	(引渡)量 0	(独自処理)量 98.9	(引渡)量 0	(独自処理)量 96.9
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 43.3		(合計) 42.4		(合計) 41.5		(合計) 40.7		(合計) 39.8	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 43.3	(引渡)量 0	(独自処理)量 42.4	(引渡)量 0	(独自処理)量 41.5	(引渡)量 0	(独自処理)量 40.7	(引渡)量 0	(独自処理)量 39.8
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 121.8		(合計) 119.4		(合計) 117.0		(合計) 114.6		(合計) 112.2	
	(引渡)量 0	(独自処理)量 121.8	(引渡)量 0	(独自処理)量 119.4	(引渡)量 0	(独自処理)量 117.0	(引渡)量 0	(独自処理)量 114.6	(引渡)量 0	(独自処理)量 112.2
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡)量 0	(独自処理)量 0								

製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	（合計）									
	42.8		41.9		41.1		40.2		39.4	
	（引渡）	（独自処理）								
	0	42.8	0	41.9	0	41.1	0	40.2	0	39.4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の利用の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績を参考とした排出見込量×人口変動率

また、人口変動率は一般廃棄物処理基本計画の将来人口の推計を基準とし、実績値を勘案し次のとおり設定しました。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
21,081人 (対前年度比)	20,662人 (対前年度比)	20,243人 (対前年度比)	19,824人 (対前年度比)	19,406人 (対前年度比)
98.05%	98.01%	97.97%	97.93%	97.89%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

- 1) 分別収集ステーションの設置（古川町・河合町・宮川町）
各地区ごとに分別収集ステーションを設置し、市民が直接分別することにより、リサイクルへの参加意識・意欲を高めます。
- 2) 収集ステーションにて回収（神岡町）
各地区ごとの指定された日に市指定ごみ袋回収と同じ収集ステーションにて回収する。市民が直接指定日に搬出することにより、リサイクルへの意欲を高めます。
- 3) 集団回収については現行どおり奨励金を交付し子供会、地域等の住民団体による自主的な分別収集を実施します。市は各住民団体へよりいっそうの協力を求め、分別排出の推進及び啓発を図ります。
- 4) プラスチック製容器包装、製品プラスチック及び紙製容器包装の分別収集の実施
市指定の有料ごみ袋により分別収集を行います。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	構成地域	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	アルミ製容器 スチール製容器	缶類	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	分別収集ステーション定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者
	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	透明びん 茶色びん その他びん	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	分別収集ステーション定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	住民団体による集団回収、 食品店・スーパー店頭回収(4町) 分別収集ステーション定期回収 委託業者による収集運搬 (神岡地域のみ)	民間業者 市及び委託業者
	段ボール	段ボール	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	住民団体による集団回収(4町) 分別収集ステーション定期回収 委託業者による収集運搬 (神岡地域のみ) 24時間資源回収ステーション回収	民間業者 委託業者 市及び委託業者
	その他の紙製容器包装 (雑がみを含む)	紙類	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	ごみ集積場の定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者
	ペットボトル	ペットボトル	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	分別収集ステーション定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者
プラスチック	(白色発砲スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	食品店・スーパー店頭回収 委託業者による収集運搬	各店舗 市及び委託業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	ごみ集積場の定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者
	製品プラスチック	製品プラスチック	古川地域 河合地域 宮川地域 神岡地域	ごみ集積場の定期回収 委託業者による収集運搬	市及び委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設について、平成26年度に資源ごみを対象としたマテリアルリサイクルを推進する上で作業効率の改善と経費の縮減を図ることを目的に、新規ごみ処理施設（飛騨市リサイクルセンター）を整備しました。現在は、この施設を拠点施設としています。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	構成地域	収集容器	収集車	中間処理 施設等	
スチール製容器 アルミ製容器	缶 類	古川地域	網かご	3t深ボディー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域		2tダンプ車		
		宮川地域		2tトラック		
		神岡地域		2tパッカー車		
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	透明びん 茶色びん その他びん	古川地域	プラスチック コンテナ	3t深ボディー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域		2tダンプ車		
		宮川地域		2tトラック		
		神岡地域		2t平ボディー車		
飲料用紙製容器	紙パック	古川地域	縛る	民間業者 (2tトラック他)	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域				
		宮川地域	プラスチック コンテナ	2t平ボディー車	集団回収分は直 接民間業者	
		神岡地域				
段ボール	段ボール	古川地域	縛る	民間業者 (2tトラック他)	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域				
		宮川地域	2t平ボディー車	集団回収分は直 接民間業者		
		神岡地域				
その他紙製 容器包装	紙製容器包装	古川地域	指定袋	2～3tパッカー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域				
		宮川地域				
		神岡地域				
ペットボトル	ペットボトル	古川地域	網かご	2t深ボディー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		河合地域		2tダンプ車		
		宮川地域		2tトラック		
		神岡地域		2t平ボディー車		
その他のプラス チック製容器包 装	白色トレイ	古川地域	店頭回収	店頭回収	スーパー等の食 品店	
		河合地域				
		宮川地域	指定袋	2～3tパッカー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)	
		神岡地域				
	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	古川地域	指定袋	2～3tパッカー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)
			河合地域			
			宮川地域			
			神岡地域			

製品プラスチック	製品プラスチック	古川地域	指定袋	2～3t ^パ ッカー車	飛騨市リサイクルセンター (選別、保管施設)
		河合地域			
		宮川地域			
		神岡地域			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ごみ分別に関する基礎講座等を行い、近年のごみ事情に対する認識を深め、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果等に関する啓発活動を行います。
- ・自主的な地域分別排出、リサイクル活動を推進していくため、子供会、地域等の市民団体による集団回収に、資源回収事業交付金の助成等の支援を行います。